

下関市身体障害者用自動車改造費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労等に伴い自らが所有する自動車を改造する必要がある場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の自立、更生、社会復帰の促進を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、就労等に伴い自らが所有し、かつ、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造（以下「自動車の改造」という。）を必要とする者で、次の各号に該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。ただし、その他市長が対象者とすることが適当と認める場合は、助成の対象とすることができる。

(1) 下関市内に住所を有する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号において肢体不自由に該当する者

(3) 助成金の交付の申請の日が属する年の前年（その日が1月1日から6月30日までの日であるときは、当該日の属する年の前々年）の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の規定による特別障害者手当の所得制限額を超えていない世帯に属する者

(4) 助成金の交付を申請する日前6年間に於いて助成金の交付決定を受けたことがない者（ただし、助成金の交付対象となった自動車が軽自動車である場合は申請する日前4年間とする。）

(助成金の交付及び限度額)

第3条 市長は、助成対象者が行う自動車の改造に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 助成金の額は、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書(様式第1号)に自動車改造計画書(様式第2号)、当該者の第2条第3号に規定する所得を証する書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、課税台帳、その他の公簿により所得を確認できるときは、所得を証する書類は省略することができる。

2 自動車の改造内容については、手帳の交付内容と整合性がとれるものでなければならない。

(助成の決定及び助成金の交付)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める者に対しては、次に掲げる条件を付した身体障害者用自動車改造費助成決定通知書(様式第3号)を交付する。

(1) 助成金を他の用途に使用しないこと

(2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、その内容を審査し、適当でないと認める者に対しては、不交付の理由を付した身体障害者用自動車改造費助成不交付決定通知書(様式第4号)を交付する。

3 第1項の規定により交付の決定を受けた者は、市長の指定する日までに、自動車の改造を行うものとし、改造が完了したときは速やかに、身体障害者用自動車改造完了届(様式第5号)に新たな車検証書の写し等を添えて市長に提出しなければならない。

4 前項の届出があったときは、市長は、自動車の改造の完了を確認のうえ助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取消変更等)

第6条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定を取消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段によって助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金の交付について付した条件に違反したとき

(標準処理期間)

第7条 市長は、第4条の申請を受理した日から14日以内に第5条の決定を行うよう努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、下関市身体障害者用自動車改造費助成要綱（平成16年6月14日施行）の規定並びに菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町が行っていた方法の例によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前の様式による用紙については、当分の間は所要の修正を加え使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）下 関 市 長

申請者 住 所
氏 名
個人番号

下関市身体障害者用自動車改造費助成申請書

下関市身体障害者用自動車改造費助成要綱第4条の規定に基づき、次のとおり助成金を交付されますよう、関係書類を添えて申請いたします。

- 1 申請額 金 円
- 2 改造着手予定年月日 令和 年 月 日
改造完了予定年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類
 - 自動車改造計画書（第2号様式）
 - 運転免許証の写し
 - 身体障害者手帳の写し
 - 自動車改造又は購入代金見積書

下関市身体障害者用自動車改造費助成申請に際し、私の世帯の所得状況を調査することに同意します。

住所 上記申請者欄に記載する住所のとおり
氏名 _____

様式第2号（第4条関係）

住 所	
氏 名	

自 動 車 改 造 計 画 書

購入しようとする自動車の種類				
改造を必要とする状況				
改造のために必要とする費用の内訳	装 置 名	部品価格	取付費	計
		計		
見 積 書	見積年月日			
	住 所			
	氏 名			
完成年月日	確認年月日	確認者		
年 月 日	年 月 日			
運転免許証番号	身体障害者手帳 第 号	等級		

様式第3号（第5条関係）

下関市指令障第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

下関市長 前田 晋太郎

身体障害者用自動車改造費助成決定通知書

身体障害者用自動車改造費助成事業による自動車改造費助成金を次のとおり決定したので通知します。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 改造期間 令和 年 月 日までとする。
- 3 助成条件 (1) 助成金を他の用途に使用しないこと。
(2) その他

※ 自動車改造を完了したときは、必ず下関市身体障害者用自動車改造完了届（様式第5号）に車検証書の写し等を添えて提出してください。届出があり次第、完了確認のうえ、助成金を交付いたします。

様式第4号（第5条関係）

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 

身体障害者用自動車改造費助成不交付決定通知書

身体障害者用自動車改造費助成事業につきましては、次の理由により不交付としたので通知します。

理 由

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）下 関 市 長

住所 下関市

氏名

身体障害者用自動車改造完了届

年 月 日付下関市指令 第 号により助成決定をう
けた自動車の改造について、年 月 日改造を完了したので、届
け出ます。

添付書類

車検証書の写し

当該自動車の写真

請 求 書

下関市身体障害者用自動車改造費助成金として、下記のとおり請求します。

金額 _____ 円

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

住所 下関市 _____

氏名

振込口座

銀行

..... 金庫 支店

農協 支所

預金種別 普通・当座

口座番号

口座名義人

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。